

2024年1月12日

受益者の皆様へ

H S B C アセットマネジメント株式会社

「H S B C オルタナティブ・バランス・ファンド」
信託終了（繰上償還）に関する書面決議のお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび当社では、下記の理由により掲題ファンドの信託終了（繰上償還）を予定しております。つきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」および投資信託約款の規定に基づき、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を実施いたしますので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

追加型証券投資信託「H S B C オルタナティブ・バランス・ファンド」
（以下、「当ファンド」といいます。）

2. 繰上償還の理由

当ファンドは2020年3月24日の設定以来、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行ってまいりましたが、2023年10月31日現在の純資産総額は約0.3億円と低水準にとどまる状況が続き、受益権口数は投資信託約款の繰上償還条項（第39条第1項）に定める30億口を大きく下回り、今後も純資産総額の大幅な増加を期待することは難しいと思われまます。また、現在の市場環境下、当ファンドのリターンの大幅な改善を期待するのは難しいと考えております。したがって、受益者の皆様にご負担いただく費用等を勘案すると、運用を継続するよりも繰上償還し、お預かりした運用資産を早期に受益者の皆様にお返しすることが最善であるとの判断に至りました。

3. 繰上償還予定年月日

2024年3月28日

4. 書面決議について

書面による議決権行使の期間 2024年1月12日～2024年2月8日

2024年1月12日時点の当ファンドの受益者の皆さまは、本書面決議において提案する当ファンドの繰上償還（以下、「本議案」といいます。）についての議決権を行使することができます。当該受益者の皆さまには、追って当ファンドの販売会社から本議案に関する「議決権行使書面」が送付されますので、議決権を行使される方は、2024年2月8日（当社必着）までに、「議決権行使書面」に必要事項をご記入の上、当社宛てにご返送ください。

なお、議決権を行使されない場合は、当ファンドの投資信託約款（第39条第4項）の規定に基づき、本議案について賛成されたものとみなします。

この書面による決議は、2024年1月12日時点の受益者の皆さまを対象とし、議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。可決された場合、当ファンドは、2024年3月28日で繰上償還いたします。なお、否決された場合、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。

以 上